

一般社団法人至誠会「基礎医学研究助成 渡辺慶子賞」規則

- 第1条 一般社団法人至誠会 基礎医学研究助成 渡辺慶子賞（以下、「本賞」という。）は、平成26年10月23日に寄付された故渡辺慶子氏のご遺産および平成28年1月22日に寄付されたご夫君渡辺光治氏からのご寄付を基金とし、女性の基礎医学研究者の人材育成及び研究資金の助成を目的とする。
- 第2条 渡辺慶子賞の英文表記は、SHISEIKAI Scholarship Fund for basic researcher of medical science, Keiko Watanabe Award. とする。
- 第3条 本賞の授与は、毎年2名までとする。
- 第4条 本賞の助成金授与額は、原則、一人あたり100万円とする。
- 第5条 申請資格は、申請締切時に大学、医療機関等に在籍する原則満50歳未満の女性基礎医学研究者とする。
- 2 前号の規定に係わらず、本賞の受賞歴がある者、一般社団法人至誠会正会員でない東京女子医科大学医学部卒業生については、申請資格を有しない。
- 第6条 申請に必要な書類は次のとおりとする。
- (1) 申請書
 - (2) 履歴書（写真貼付）
 - (3) 研究に関する自著または共著論文 2編
- 第7条 申請受付期間は、毎年2月1日から3月末日までとする。
- 第8条 選考委員会は、毎年4月に開催する。
- 2 選考委員会は、申請書を審議のうえ被授与者を選定し、一般社団法人至誠会（以下、「当会」という。）の理事会に報告する。
 - 3 被授与者への結果の通知は、選考委員会開催後4日以内に行うものとする。
 - 4 助成金の授与は、6月末日までに行うものとする。

第9条 被授与者は、次に掲げる義務を負う。

- (1) 本賞授与の翌年8月末までに本賞による研修・研究に関する抄録を提出し、抄録を当会の機関誌『女醫界』に掲載することを承諾する。
- (2) 被授与者は、賞授与後2年以内に、本賞による研修・研究であることを明記した論文の別刷12部を提出し、当該報告書・論文を当会の機関誌『女醫界』に掲載することを承諾する。
- (3) 被授与者は、当会から要望があった場合には、当会が開催する社員総会において当該研究に関する発表を行うことを承諾する。

2 本賞で購入した機器等は、被授与者の所属機関に寄贈するものとする。

第10条 次のいずれかに該当する時は、給付した助成金の返還を求めることがある。

- (1) 偽りその他不正な手続きにより助成金の給仕を受けたことが判明したとき
- (2) 助成金をその目的以外に使用したとき
- (3) 第9条に定める被授与者の義務を怠ったとき
- (4) その他、本助成金の被授与者として妥当ではないと当会が判断する事実があったとき

第11条 この規則の改廃は、業務執行理事会において決議し、理事会の承認を得て行う。

平成29年12月 定例理事会 承認